

議案第五十五号

三朝町の休日を決める条例の設置について

次のとおり三朝町の休日を決める条例を設置することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六條第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成元年三月二十二日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成元年参月廿拾弐日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町の休日定める条例

(町の休日)

第一条 次の各号に掲げる日は、町の休日とし、町の機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月三十一日から翌年一月五日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、町の休日に町の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第二条 町の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもつて定める期間を除く。）をもつて定めるものが町の休日に当たるときは、町の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成元年五月一日から施行する。